

事 務 連 絡

令和 5 年 9 月 12 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た  
各 地 方 公 共 団 体 学 校 設 置 会 社 担 当 課

御中

文部科学省総合教育政策局教育 DX 推進室

教育データの利活用に係る留意事項のポイント（リーフレット）  
について（事務連絡）

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、教育データの効果的な利活用を促進しているところです。各地方公共団体においても教育データの利活用が進みつつありますが、その際、個人情報の適切な取扱いやプライバシーの保護を大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。

そこで、文部科学省では、令和5年3月に教育委員会・学校において教育データの利活用を進めていく際に留意すべきポイントやQ&A等をまとめた、「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」（以下「留意事項」という。）の公表を行いました。

この度、留意事項の主なポイントをまとめたリーフレットを作成しましたのでお知らせいたします。

新たな学習用ソフトウェアを契約・導入するとき、教育データをシステム上で管理するとき、児童生徒が転出入をする際など、教育委員会及び学校において、教育データを利活用していく過程で、改めて留意事項をご確認いただくとともに、必要に応じてリーフレットもぜひご活用ください。

については、各都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校に対し、周知いただくようお願いします。

また、留意事項及びリーフレットは、地方公共団体が設置する学校を念頭に置いています。それ以外の学校における教育データの利活用においても参考と

なりますので、各都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人担当課、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課にも送付いたします。

(添付資料)

- ・教育データの利活用に係る留意事項のポイント（リーフレット）

(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/data\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm)

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

担当：稲葉、兒島、鈴木、矢吹

電話：03-6734-3621

メールアドレス：[kyoikudx@mext.go.jp](mailto:kyoikudx@mext.go.jp)